

令和 2 年 5 月 2 2 日

各保護者 様

津市教育委員会

学校の臨時休業と「子育て世帯家計支援事業」に係る給食費の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策に各ご家庭においてご対応いただき、ありがとうございます。

さて、給食費については、例年、年間給食回数を運営するために必要な金額を 11 か月で割った定額で徴収させていただいております。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い学校が臨時休業になったことに加え、本市の子育て世帯家計支援事業により 3 か月分（6 月、7 月及び 9 月）の給食費が無償となることから、給食費の取扱いについて下記のとおりとさせていただきます。

なお、学年等により 10 月の徴収金額等が異なりますので、詳細については、後日、学校からのお知らせをご覧ください。

記

- 1 既に徴収済みの 4・5 月分給食費（小学生 8,600 円・中学生 9,600 円）については、次の(1)(2)(3)の約 33 回実施分に充当します。
 - (1) 4 月実施分（学年等によって回数が異なります。）
 - (2) 当初の計画にはなかった夏季休業中等の給食実施分
 - (3) 10 月実施分の一部
- 2 今後の給食費徴収は、10 月以降となります。

6・7・9 月	無償化により徴収しません。
10 月	調整額※を徴収します。
11 月～ 令和 3 年 3 月	定額で 5 か月徴収します。 （小学生 4,300 円・中学生 4,800 円）

※ 4・5 月分給食費を充当しても不足する額

事務担当

教育総務課 給食担当

電話番号 229-3246